

2007年7月5日  
福島県労福協発第25号

福島県知事  
佐藤雄平様

福島県労働福祉協議会  
会長羽田則男

## 多重債務対策本部（協議会）設置について（要請）

貴職におかれましては県民生活向上のため尽力され心から敬意を表します。

さて、昨年、改正貸金業法が成立し、2009年末を目途に高金利引下げの道筋が開けました。

しかし、法改正により多重債務者が直ちに救われるわけではありません。年間8,000人もの人々が経済苦を理由に自ら命を絶ち、サラ金利用者の9割が利息制限法を知らずに違法な利息を払い続けています。

230万人とも言われる多重債務者のうち、相談窓口アクセスできているのは2割に過ぎません。人知れず悩みを抱える8割の人たちを相談窓口適切に誘導し、生活再建を含む総合的な解決につなげる仕組みを整備することが喫緊の課題となっています。

政府の多重債務者対策本部は去る4月20日、直ちに取組むべき施策として「多重債務問題改善プログラム」を策定し、国・自治体・関係者が一体となって実行していくことを求めています。相談者にとって身近な自治体の役割は大きく、多重債務対策は自殺・犯罪・家庭崩壊などの悲劇を回避し、税・保険料の滞納の解消にもつながるなど、自治体にとっても有効な施策と思料されます。

つきましては、同プログラムに基づき速やかに別紙の対策を講じられるよう要請いたします。

施策の検討や実施に関しまして当労福協としても、この間「労福協サポート」事業を行い5年間で年平均240人もの方々から相談を受けてきました。この経験から協力を惜しむものではないことを申し添え要請とします。

## 記

1. 速やかに多重債務対策本部（協議会）を設置し、そこを核とした全県で官民一体となった多重債務対策を講じられたい。
2. 県の相談窓口と庁内各部署の連携をはかりつつ、早期に多重債務者に対して丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法（生活再建を含む）の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実をはかること。また、十分な相談対応が困難な市町村の補完的役割を果たすこと。
3. 各市町村自治体も同様に、相談体制の整備・充実がはかれるよう連携を図ること。  
尚、県として市町村からの照会・相談への対応や相談員の研修、専門機関とのコーディネートなどの支援も行うこと。
4. 県民に対し、法律改正の内容や相談窓口の紹介、解決方法など内容の周知に努めること。

以 上